

外国語版ホームページ作成経費助成

助成額 最大 **10万円**

※対象経費の2/3以内で上限10万円となります。

申請期間

平成30年4月2日(月)～平成31年2月28日(木)

※申請順に予算の枠取りをし、助成金の予算がなくなり次第受付を終了します。

※作成・委託契約前にご申請ください。

対象者

中小企業基本法に規定する中小製造業者および中小情報通信業者で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件を満たしていること。また、個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。※みなし大企業は除く

(1)品川区で引続き1年以上事業を営んでいること

(2)前年度の法人住民税(個人の場合は住民税)を滞納していないこと

*「情報通信業」とは、日本標準産業分類における大分類「情報通信業」のうち、中分類「情報サービス業」及び中分類「インターネット附随サービス業」を指します。

対象事業

平成30年4月2日から平成31年3月31日までの間に、自社のホームページ内に新規に外国語版を作成し、翻訳等に要した経費、または、自動翻訳サービス等を利用し、自社のホームページ上で外国語表示させることに要した経費等を助成します。(期間内に自社のホームページ上で外国語版が閲覧できることが必要です。)

※既に外国語版ホームページがある場合、他言語の作成経費は対象外になります。

※過去に本助成金を受けている場合は対象外となります。

対象経費

上記事業に直接かかる下記の経費で、平成31年3月までに支払が完了するもの。

(1) 外国語への翻訳経費

(2) ホームページ改修経費

(3) 自動翻訳サービス活用経費等

※パソコン等設備購入費、ドメイン取得料、サーバ契約料、通信経費、維持管理費等外国語版ホームページ作成に直接関係しない経費ならびにコンサルタント経費は対象外になります。

助成金額

1社あたり最大10万円(助成率2/3)

申請書類

(1) 品川区産業活性化助成金交付申請書(区指定様式)

(2) 事業実施計画書(区指定様式)

(3) 経費内訳書(区指定様式)

(4) (法人)履歴事項全部証明書(コピー可)

(個人)開業届(コピー可)

(5) (法人)法人事業税納税証明書および法人住民税納税証明書(コピー可)

(個人)個人事業税納税証明書および住民税納税証明書(コピー可)

(6) 作成した外国語版ホームページの写し

(7) 上記期間内に新規にホームページを作成したことが分かるもの

(8) 提出書類確認チェックシート(区指定様式)

※(1)～(3)、(8)の書類は、商業・ものづくり課 HP

(<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>)よりダウンロードが可能です。

※申請時は(1)～(5)、(8)のご提出とし、(6)、(7)については、別途助成金の実績を報告する際にご提出をお願いします。

その他

外国語版ホームページの作成にあたり、品川区ビジネス・カタリストによる相談(無料)もご利用いただけます。併せてご活用ください。

【お問い合わせ】

品川区 商業・ものづくり課 中小企業支援係

TEL 5498-6340

FAX 5498-6338